

春日井市民間住宅省エネ改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、既存住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び愛知県民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱（令和6年3月25日付け5住計第767号通知）に基づき補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む（国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅を除く。）。
- (2) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (3) ZEH水準 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。
- (4) 省エネ設計 省エネ改修を目的とした調査、設計及び計画をいう。
- (5) 省エネ改修 省エネ基準又はZEH水準の省エネ性能を確保するための開口部、躯体等の断熱化に係る工事及び設備の効率化に係る工事をいう。

- (6) 省エネ基準の仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。
- (7) ZEH水準の仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。
- (8) BELS 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）における表示すべき事項に関する第三者による評価をいう。
- (9) 管理組合 マンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (10) JIS 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

（補助対象）

第3条 補助金の交付対象事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する住宅の省エネ改修（現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分の改修にあつては、ZEH水準を満たすよう改修を行うものに限る。）とする（省エネ設計を併せて行う場合は、省エネ設計を含む。）。

- (1) 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価又は認証を受けているもの（受ける予定のものを含む。以下「全体改修」という。）

(2) 住宅の部分について別表第1に定める工事を行うものであって、開口部または躯体等の改修を含むもの（以下「部分改修」という。）

(3) 全体改修（ZEH水準に限る。）と併せて実施する構造補強工事であって、次のいずれかに該当するもの

ア 構造計算により構造安全性が確認できるもの

イ 令和7年4月に施行した、建築基準法における壁量及び小径の基準により構造安全性が確認できるもの

2 対象事業を行う場合にあっては、改修を行う住宅は次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 現にZEH水準を満たしていないもの

(2) 昭和56年5月31日以前に着工した住宅（次号に掲げるものを除く。）の場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に照らした耐震診断（国土交通大臣が同等と認めた方法を含む。）により構造安全性が確かめられたもの又は現行の耐震基準に適合させる改修工事がされたもの（補助事業完了までに改修工事がされるものを含む。）

3 対象事業は、第8条の規定による補助金の交付決定後に契約を締結し、着手するものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 前条第1項各号に規定する対象事業を実施する住宅の所有者（共同住宅における区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合

(2) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

(3) 市税を滞納していない者

（補助対象事業費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

(1) 第3条第1項第1号の事業 次に掲げる費用

ア 調査、設計及び計画に係る費用

イ 設計又は改修内容についてのBELS等の評価又は認証に係る費用

ウ 省エネ改修に係る費用（別表第1にモデル工事費の定めがある場合は、モデル工事費を上限とする。）

(2) 第3条第1項第2号の事業 省エネ改修に係る費用（別表第1にモデル工事費の定めがある場合は、モデル工事費を上限とする。）

(3) 第3条第1項第3号の事業 構造補強工事に係る費用

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公的機関の補助制度を受けた又は受ける予定がある場合は、当該補助制度が対象とする部分に係る経費は、補助対象事業費から除くものとする。

3 補助対象事業費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含めないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象事業費に別表第2に定める補助率を乗じて得た額又は補助上限額のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 設備の効率化に係る工事における補助対象事業費の額が開口部及び躯体等の断熱化に係る工事における補助対象事業費の額を超える場合は、設備の効率化に係る工事における補助対象事業費の額を開口部及び躯体等の断熱化に係る工事における補助対象事業費の額と同額とみなして算定する。

3 同一敷地内において行う補助は、原則として1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「補助事業者」という。)は、対象事業の着手予定日の属する年度の5月20日(春日井市の休日を定める条例(平成2年春日井市条例第18号)第1条第1項に定める市の休日(以下「市の休日」という。)に該当する場合は、直前の市の休日でない日)から、着手予定日の30日前又は着手予定日の属する年度の11月末日(市の休日に該当する場合は、直前の市の休日でない日)のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(第1号様式)に別表第3に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて調査を行い、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金交付(変更)決定通知書(第2号様式)により、適当でないとしたときは補助金不交付決定通知書(第3号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項に規定する交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、前条第1項の補助金交付(変更)決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までに交付申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業内容の変更等)

第10条 補助事業者は、やむを得ず事業内容を変更しようとする場合は、補助金交付変更申請書(第4号様式)に第7条に定める書類のうち変更に係る書類を

添えて市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、次条第1項に規定する実績報告のときに当該変更に係る書類を提出するものとする。

(1) 補助事業における工事の施工箇所の変更であって、当該工事の重要な部分以外のもの

(2) 補助事業における工事を行う部位の面積又は箇所数等の大幅な変更を伴わないもの

2 第8条の規定は、前項本文の事業内容の変更に係る承認等について準用する。

3 補助事業者は、事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合又は交付申請を行った日の属する年度の2月末日（市の休日に該当する場合は、直前の休日でない日）までに事業が完了しない、若しくは実施が困難となった場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業中止（廃止）決定通知書（第6号様式）により補助業者に通知するものとする。

（完了実績の報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了した場合は、補助金完了実績報告書（第7号様式）に別表第4に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日（市の休日に該当する場合は、直前の休日でない日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が第8条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により補助業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の支払いを受けようとする場合は、請求書（第9号様式）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱又は関係法令に違反する行為があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助金返還通知書（第11号様式）により期限を定めて、補助事業者に通知し、補助金の返還を求める。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者（補助事業後に住宅を取得した者を含む。以下この条において同じ。）は、補助金の交付を受けて効用が増加した財産については、次に掲げる時点のいずれか短い方を経過するまでの期間（以下「処分制限期間」という。）以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄（以下「財産処分」という。）をしようとする場合は、財産処分承認申請書（第12号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付した補助金の全部に相当する金額をあらかじめ本市に納付した場合は、この限りでない。

(1) 補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）

(2) 災害又は火災により損壊したとき、老朽化により引き続き使用することが危険な状態にあるとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者の責に帰することのできない事由により取り壊す必要がある時点

2 財産処分を行った補助事業者は、処分制限期間に対する残存期間（処分制限期間から経過期間を差し引いた期間をいう。）の割合を補助金額に乗じて得た額を、市長が通知する補助金返還通知書に従い、本市に返還しなければならない。ただし、財産処分が補助金の交付の目的に反しない場合は、この限りでない。

（書類の整理等）

第16条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（協力）

第17条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業に関する調査の協力を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による協力に応じるよう努めるものとする。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

1 開口部の断熱化に係る改修工事

部位	対象となる改修工事			モデル工事費	
	工事種別	工事規模		省エネ基準	ZEH水準
窓	ガラス交換	大	1.4㎡以上	8.8万円/枚	11.2万円/枚
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	6.4万円/枚	8万円/枚
		小	0.1㎡以上0.8㎡未満	2.4万円/枚	3.2万円/枚
	内窓設置及び交換並びに外窓交換	大	2.8㎡以上	20万円/箇所	27.2万円/箇所
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満	16万円/箇所	21.6万円/箇所
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満	13.6万円/箇所	17.6万円/箇所
ドア	ドア交換	大	開戸：1.8㎡以上	28.8万円/箇所	39.2万円/箇所
			引戸：3.0㎡以上		
		小	開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満	25.6万円/箇所	34.4万円/箇所
			引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満		

備考

- 工事規模は、次の各号に掲げる工事種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる寸法を基準とする。
 - ガラス交換 ガラスの寸法
 - 内窓設置及び交換並びに外窓交換 内窓又は外窓のサッシ枠の枠外寸法
 - ドア交換 開戸又は引戸の戸枠の枠外寸法
- 省エネ基準の仕様は、開口部の熱貫流率が省エネ基準の仕様基準に適合するものとする。
- ZEH水準の仕様は、開口部の熱貫流率がZEH水準の仕様基準に適合するものとする。

2 躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	断熱材の区分	断熱材の熱伝導率 (W/m・K)	モデル工事費	
			省エネ基準	ZEH水準
外壁	A～C	0.052～0.035	16.8万円/㎡	22.5万円/㎡
	D～F	0.034以下	25.2万円/㎡	33.8万円/㎡
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	6万円/㎡	8万円/㎡
	D～F	0.034以下	10.2万円/㎡	13.7万円/㎡
床	A～C	0.052～0.035	21万円/㎡	28万円/㎡
	D～F	0.034以下	31.6万円/㎡	42万円/㎡

備考

- 省エネ基準の仕様は、断熱材の熱抵抗等が省エネ基準の仕様基準に適合するものとする。
- ZEH水準の仕様は、断熱材の熱抵抗等がZEH水準の仕様基準に適合するものとする。

3 設備の効率化に係る工事

設備種別	モデル工事費	仕様
太陽熱利用システム	45.2万円/戸	強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること

		(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
節水型トイレ		JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」またはJIS A5207:2019またはJIS A5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有することが確認できること。
掃除しやすい機能を有するもの以外	16.8万円/台	
掃除しやすい機能を有するもの	18.4万円/台	上記の仕様に加え、次のいずれかに該当するもの (1)総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2)背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3)便器ボウル内を除菌する機能を備えていること。
高断熱浴槽	43.7万円/戸	JIS A5532:2011に規定する高断熱浴槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
高効率給湯器		次の要件を満たすものであることが確認できること。
ヒートポンプ給湯機		JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上であること。
潜熱回収型ガス給湯器		給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機	27.9万円/戸	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であること。
節湯水栓	6.3万円/台	JIS B2061:2023に規定する節湯形の水栓と同等以上の機能を有することが確認できること。
蓄電池	51万円/戸	定置用リチウムイオン蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
燃料電池	-	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 (燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション設備	-	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
LED照明 (工事を伴うものに限る。)	-	

備考

- 1 節水型トイレ及び節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。
- 2 節水型トイレ（掃除しやすい機能を有するもの）における便器ボウル内を除菌する機能に

については、第三者機関により99%以上の除菌性能が評価されていることとする。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

- 3 高断熱浴槽の設置（ZEH水準に限る。）については、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器、燃料電池若しくはコージェネレーション設備と併せて設置する場合（既に設置しているものを含む。以下この表において同じ。）又はヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯器若しくは潜熱回収型石油給湯機及び節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）と併せて設置する場合に限る。
- 4 高効率給湯器（電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器を除く。）の設置（ZEH水準に限る。）については、節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）及び高断熱浴槽と併せて設置する場合に限る。
- 5 節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）の設置（ZEH水準に限る。）については、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器、燃料電池若しくはコージェネレーション設備と併せて設置する場合又はヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯器若しくは潜熱回収型石油給湯機及び高断熱浴槽と併せて設置する場合に限る。

別表第2（第6条関係）

対象事業		補助率	補助上限額
省エネ設計及び省エネ改修	省エネ基準	5分の2	30万円／戸
	ZEH水準	5分の4	70万円／戸

別表第3（第7条関係）

書類の名称		備考
1	別紙1（第1号様式） 確認書	
2	別紙2（第1号様式） 内訳書 （省エネ基準相当）	改修後の省エネ性能が省エネ基準相当の場合
3	別紙3（第1号様式） 内訳書 （ZEH水準相当）	改修後の省エネ性能がZEH水準相当の場合
4	別紙4（第1号様式） 現況写真	
5	滞納がないことの証明書（原本）	直近3か月間以内に発行されたもの
6	住宅の所有者が分かる書類	直近3か月間以内に発行されたもの
7	住宅の配置が分かる住宅地図等	
8	見積書の写し	補助対象事業費とそれ以外の明細がわかるもの
9	建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類	
10	改修室、改修部位、補助対象建材・設備等を表示した関係図面	
11	他の補助金等申請書の写し	他の補助金等を利用する場合
12	集会の決議を得たことを証する書類	補助事業者が管理組合の場合
13	BELS評価書等	全体改修の場合（交付申請時点で評価又は認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式）
14	建材、設備等の内訳、仕様等が確認できる書類	部分改修の場合
15	地震に対する安全性が確認できる書類	昭和56年5月31日以前に着工した建物の場合

16	管理組合の承諾書	共同住宅の共有部分（窓・ドア等）を改修する場合
17	必要に応じて市長が指定する書類	

別表第4（第11条関係）

書類の名称		備考
1	別紙2（第1号様式） 内訳書 （省エネ基準相当）	改修後の省エネ性能が省エネ基準相当の場合
2	別紙3（第1号様式） 内訳書 （ZEH水準相当）	改修後の省エネ性能がZEH水準相当の場合
3	請負契約書の写し	
4	支払を証する書類	
5	振込口座の金融機関、預金種別、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できる書類の写し	
6	別紙1（第7号様式） 工事写真	
7	別紙2（第7号様式） 施工チェックリスト	
8	出荷証明書又は納品書	
9	BELS評価書の写し	BELSの評価又は認証を受けるために必要な費用を補助対象事業費とした場合
10	省エネ設計を実施したことが分かる資料	省エネ設計を実施した場合
11	地震に対する安全性が確認できる書類	昭和56年5月31日以前に着工した建物のうち、省エネ改修と併せて耐震改修を実施した場合
12	構造安全性能を証明できる書類	ZEH水準の全体改修と併せて構造補強工事を実施した場合
13	必要に応じて市長が指定する書類	